

千葉市立幕張海浜病院放射線安全管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立幕張海浜病院において高エネルギー放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的として、幕張海浜病院放射線安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高エネルギー放射線発生装置の取扱いに関すること
- (2) 高エネルギー放射線発生装置の管理に関すること
- (3) 放射線障害発生の防止及び公共の安全確保に関すること
- (4) 従事者（被ばく管理・健康診断）及び公衆の放射線障害の防止
- (5) 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく報告業務及び監査対応
- (6) 前各号に掲げるもののほか、放射線安全管理全般に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、放射線治療科統括部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、選任された放射線取扱主任者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、随時開催とし、必要に応じて委員長がこれを招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、放射線治療科又は放射線科において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日より施行する。

別 表

委員長	放射線治療科統括部長
副委員長	選任された放射線取扱主任者
委員	放射線技師（複数人） 外来看護師長 事務局（総務班から1人） その他、委員長が任命した者